

博多区

福岡県議会議員(福岡市博多区)

つつみ
堤 かなめ

県議会
報告

2016年 秋号

風が冷たく感じる季節となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

早いもので、皆さまの代弁者として県議会で働かせていただくようになって5年半が経ちました。これからも教育の充実、県民福祉の向上と安心安全、男女平等参画の実現に向け全力で取り組んでまいります。今後とも、皆様のご指導とご鞭撻をよろしくお願い致します。

県議会報告をお届けいたします。ご一読いただければ幸いです。

また、県政に関するご意見やご要望などがございましたら、皆様の声をお聞かせください。

2016年 秋

福岡県議会議員 堤 かなめ



障がい者差別解消条例の早期制定について

九月定例議会は9月14日から開会し、10月5日に閉会しました。今議会でわが会派は、障がい者差別解消条例の早期制定などについて代表質問を行い、小川知事の対応を質しました。

本年4月に施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障がい者差別解消法」の付帯決議には、地方公共団体が条例により、この法律を補完したり強化する、いわゆる上乗せ・横出し条例を妨げるものではないことが明記されています。

一方で、憲法94条には、「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と明記されているように、条例は、法律の主旨に基づき細部を定めるものです。従って、「障がい者差別解消法」の付帯決議で、条例に上乗せ・横出しを認めるということは、自ら法律の欠陥を認めていることにほかならず、本来であれば、施策の充実を条例に委ねるのではなく、法律自体をもっと踏み込んだ内容にすべきだったと考えます。ともあれ、同様の条例はすでに22道府県で制定され、それぞれに「上乗せ・横出し」

が盛り込まれていますので、遅れて策定する本県の条例はより先進的な条例とする必要があります。

問.条例に盛り込む内容について

【知事】

●既に条例を制定している道府県の例を見ると、公平な立場から判断を行う第三者機関の設置や、知事による是正勧告、実名の公表などを規定している。

●他の道府県条例の内容とこれまでの効果や、関係団体、地域協議会、関係審議会など、多方面からの意見も踏まえ、共生社会の実現に向け、実効性のある条例の制定に取り組む。

問.条例制定に対する知事の決意と時期について

【知事】

●条例の制定により、県民の皆様の障がい者に対する理解、差別の解消、障がい者の社会参加を促進し、本県が目指している、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らせる共生社会を実現していきたいと考えている。

●今後、障がい者団体、事業者団体、行政などから構成される県障がい者差別解消支援地域協議会との協議、県障がい者施策審議会への諮問答

申を経て、パブリックコメントにより広く県民の皆様からのご意見もお伺いしたうえで、できるだけ早期に条例を制定したいと考えている。

発達障がい者支援センター増設について

2005年4月に施行された発達障がい者支援法は、それまで既存の障がい者福祉制度の谷間に置かれていた自閉症・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどを「発達障がい」と総称し、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた発達障がい者の支援を行政の責務としています。

先の通常国会では、2014年の障がい者権利条例の批准などを背景に、この支援法が初めて改正され、本年8月1日に施行されました。

本県には、現在、両政令市にそれぞれ1カ所、田川市と八女郡広川町に1カ所、計4カ所の支援センターが設置されています。これらのセンターは、当事者や保護者などからの個別相談に対応するとともに、関係機関に対する専門的助言などを行う中核センターとしての機能を担うとされています。しかし、田川市の支援センターの対象圏域は、粕屋・宗像・飯塚・直方・鞍手・田川・北九州・京築地区、八女郡広川町の支援センターの対象圏域は、福岡・筑紫・糸島・甘木・朝倉・久留米・八女・有明地区と、どちらのセンターもかなりの広範囲を対象としています。

しかも田川市と広川町のセンターの対象圏域内にある関係機関は、県所管の児童相談所、障がい者就業・生活センターや、市所管の福祉事務所、保健所・保健センター、教育機関として保育園・幼稚園、小・中・高校や特別支援学校に加え、医療機関や民間事業所として児童発達支援センターなど、あわせて5,326カ所と膨大な数にのぼります。そうした中で両センターが、昨年度1年間、これら関係機関5,326カ所から、相談を受けたり、情報提供を行うなどの連携をとった件数は、延べ444件に留まっています。

わが会派はこれで、中核センターとしての機能を果たせていると言えるのか、両センターの大幅な職員の増員とともに、発達障がい者支援センターの更なる増設が必要ではないかと考

え、知事の考えを質しました。

問.発達障がい者支援センターにおける個別相談について

【知事】

●発達障がいに対する社会の認識の高まりに伴い、乳幼児・就学前健診、保育所・幼稚園・小学校等の集団生活の中で、発達障がいの可能性を指摘される子どもが増えている。このため、現在、田川市と広川町に設置している県内2カ所のセンターにおいては、申し込みから相談まで約1~2カ月待ちとなっている。また、福岡、北九州地域からの相談件数が、センターが設置されている筑豊、筑後地域に比べて非常に少ないといった課題もあると認識している。

問.発達障がい者支援センターの増設について

【知事】

●発達障がいに関する相談は、今後も増加していくことが見込まれる中、現在のセンターの体制のままでは、発達障がい者の方々の相談に十分対応出来なくなるおそれがあると考えている。このため、県としては、県内各地区の発達障がい者の方々の相談にしっかりと対応していくことが出来るよう、現在、センターの増設を含めて検討を進めているところである。

福岡市発達障がい者支援センター

「ゆうゆうセンター」※ご相談に関する費用は無料です。

【ご利用対象の方】

福岡市内にお住まいの自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい、および、学習障がいなどの発達障がいがあるご本人やご家族の方、発達障がいに関わる支援者・関係機関

【開所時間】※土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)は休みです。
月~金 9時~17時

【利用申し込み】

TEL (092)845-0040
FAX (092)845-0045
E-mail:youyou@fc-jigyoudan.org

給付型奨学金について

問.我が国では、すべての大学生の4割近くが卒業時に平均300万円近い「奨学金という名の借金」を抱えるという現状にあり、給付型奨学金の実現に向け、本県として、九州知事会などあらゆる機会を通じて国へ働きかけるべきでは？

【知事】

●国の検討チームが設置され、制度創設に向けて進められている。県としては、8月の政府予算要望や全国知事会を通じて、早期の制度創設を要望した。今後も様々な機会を捉えて働きかける。

問.1都1道2府3県が、「給付金」とは別に、高校

生向けの「給付型奨学金制度」を導入しています。また、すでに県内では、久留米市、直方市、八女市、筑後市、大野城市、宗像市、糸島市の7市が、給付型奨学金として毎月5千円から2万円を支給し、久留米市と糸島市では入学時に一時金も支給しています。

知事は、就任以降これまで一貫して「県民幸福度日本一」を目指してこられました。県内の経済的に厳しい環境におかれている高校生向けに「給付型奨学金制度」を創設すべきでは？

【知事】

●既存制度との関係、大学生向けの制度の国の検討状況等を踏まえながら今後の対応を研究する。

正規教員の確保について

昨年9月議会の代表質問において、我が会派が、公立小・中学校の教員定数に占める正規教員の割合が、本県は沖縄県に次いで低く全国ワースト2位であることを指摘したところ、本県は、この4年間毎年300人台だった小学校教員の新規採用数を、来年度は一気に500人にまで増やし、中学校教員も30人増員する方針を示しました。

さらに、我が会派が、先の6月議会の代表質問において、教員定数に満たない状態が生じ、学級運営や授業に支障をきたしている学校が出ているとの指摘に対して、本県は、2023年までの7年間で全国ワースト2位の現状から脱却し、全国でも上位に入るよう、正規教員の割合を高めていくことを明らかにしました。

問.本県では、2011年度から昨年度までの5年間で、管理職を含む退職者全体に占める早期退職者の割合が、小・中・県立学校教員で37%、およそ4割を占めています。一方、知事部局では14%となっており、教員の早期退職率は、知事部局に比べ実に2.6倍も多いことがわかります。教育長は、教員の早期退職を抑制するため、どのような対策を今後講じていくのかお聞きします。



【教育長】

●優秀で意欲のある教員で早期退職は、大きな損失。長時間勤務が指摘される中、超過勤務の縮減など、教員が健康で定年までやりがいを持って働くことができる職場環境づくりを推進していく。

問.15県10政令市では受験年齢の上限を撤廃しています。本県でも、採用年齢の撤廃、前歴や経験を考慮した試験科目の免除など、採用試験の見直しが必要と考えますが、教育長の見解をお聞きします。

【教育長】

●実践的指導力のある教員確保のため、更なる採用試験の改善が必要であり、受験年齢も含め検討する。

民進党・県政クラブは、すべての視察について 報告書を作成・保管・公開しています！

わが会派は、政策審議会（議員全員参加）において、何のために視察を行うのかという視察の意義と目的を共有し、議会でどのような質問を行うかを確認の上、視察を行っています。そして、視察に基づく一般質問や代表質問、政策提言を行ってきました。視察報告書は、県内外、国外視察にかかわらずすべて作成し、会派で保管・公開しています。（写真参照）

西日本新聞（9月24日朝刊）は、「福岡県議会が政務活動費を使った海外視察について、2015年度から議長への報告書提出を内規で義務付けたにもかかわらず、海外視察をした与野党会派（延べ98人）が、まだ1件も提出していない」と報じました。

県議会は、今回の誤認報道に関して、連休明

けの9月26日に緊急非公式代表者会議を開催し以下、2点を確認しました。

- ①県議会として西日本新聞社に対して、事実誤認の抗議を行うこと。
- ②今回の経過及び①の抗議について、「議会だより」や「議会ホームページ」など、あらゆる広報媒体を使い、県民に事実を伝えること。



会派の視察報告書（2011年度から）



核廃棄物最終処分場を視察



日米議員連盟の事務局長としてアメリカ建国記念式典に出席



文教委員会視察、市内の幼稚園にて



文教委員会視察、左隣は大橋県議（大牟田選出）

かなめのひとこと

拙著『ありさん あいうえお』（2015年1月旬報社）をコンセプトとする親子コンサートの際の母との写真です。母は、当年にとって86才。佐賀の「がばいばあちゃん」には及びませんが、博多の「けっさくばあちゃん」です。母のおかげで、私は毎日がんばれます！感謝です！



堤かなめ プロフィール

太宰府小、牛頭小、大野南小、大野中卒 旧姓：吉田 要
筑紫丘高校卒（31年生・バスケット部主将）
九州大学卒（英文科）
1983 KDD国際電信電話（株）勤務
1993 九州大学大学院卒（社会学）
1993 九州国際大学 講師
1995 カロリンスカ研究所 客員研究員（スウェーデン）
1997 NPO法人アジア女性センター設立（女性と子どもの支援）

2000 NPO法人福岡ジェンダー研究所設立（男女共同参画の推進）
2001 九州国際大学 教授
2002 サリー・ローハンプトン大学 客員教授（イギリス）
2005 九州女子大学 教授
2010 参議院議員選挙（福岡選挙区）176,149票獲得
2011 福岡県議会議員選挙（福岡市博多区選挙区）初当選
2015 福岡県議会議員選挙（福岡市博多区選挙区）2期目当選

堤かなめ事務所

TEL:092-432-0101 FAX:092-432-0102

民進党・県政クラブ

〒812-8574 福岡市博多区東公園7-7県議院内
TEL:092-643-3804 FAX:092-622-6203